

随意契約結果表（委託等契約）	
所属名	高校教育課
契約締結年月日	令和4年1月24日
契約者名	鍋林株式会社 甲府営業所
契約名	抗原定性検査キットの調達に係る委託契約
契約金額（税込み）	4, 230, 995円
随意契約理由	<p>令和4年1月中旬時点における新型コロナウイルス感染症の状況は、感染力の高いオミクロン株による感染の拡大が急速に進み、県内の感染者は連日倍増している状況である。各県立学校では、日頃から学校の状況に応じた必要物品の整備、感染症対策に取り組んでいるが、第6波の到来を受け、安全に学校教育活動を継続していくため、高い危機感を持ち、万全な感染防止対策を講じていく必要が生じている。</p> <p>各県立高校では、日常の学校生活において接触者の範囲を判断する場合、有症状者の状況を把握する場合、対象者の状況を把握することが必要とされる。また、3月に予定している卒業式では、春からの進学や就職等を控え大学入試や運転免許証取得のため教習所へ通うなど、学校以外の場所での広範囲にわたる活動が想定される3年生を対象としており、集団感染を未然に防ぎ、医療提供体制への負荷の増大を防ぐため、感染防止や早期対応が極めて重要と考えられる。</p> <p>このことから、高校教育課では、簡易かつ迅速に検査することができる抗原定性検査キットを県内の県立高校に配布し、使用してもらうことで、早期発見による感染防止を図ることとした。なお、薬事法上、県教育委員会が直接、県立学校に対して抗原定性検査キットを配布することができないため、卸業者との委託契約を結び、購入から配付までを委託することとする。</p> <p>今回使用する検査キットは、発注後10日以内での納入が可能であり、性能面では、臨床試験結果からは、有用な結果を有し、また、測定時や廃棄時に感染リスクを低減した機能を有する（利用者が安全に使用することが可能）「イムノエースSARS-CoV-2」又は相当品を使用することとする。なお、当該製品は、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省の承認を受けている国産の製品である。国産の製品は、外国産の製品と比較し、感染症対策等により輸送ができなくなるといったリスクがないため、安定した供給が期待できる。また、使用期限がR4年6月までとなっており、新年度に入っても3か月使用することができる。</p> <p>当該検査キット又は相当品について必要数量を発注から10日以内に配布可能であるかを、県の「物品等競争入札参加資格者名簿」に記載のある、豊前医科（株）、鍋林（甲府営業所）、アセラに照会したところ、対応できると回答が得られたのは、（株）鍋林であった。</p> <p>上記のことから、緊急に大量の抗原定性検査キットを確保し、各県立学校に短期間に配布可能な事業者は、唯一、株式会社鍋林である。このため、契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約として、山梨県財務規則第137条関係運用通知4「イ」の規定により、見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号